

さいたま市消防局訓令第5号

さいたま市消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程（平成15年さいたま市消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
専決事項	課長	署長	部長	専決事項	課長	署長	部長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 <u>(1) 部に属する部長相当職及び部の課長</u> (2)・(3) [略]			○	1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 <u>(1) 部に属する部長相当職、部の課長及び調整幹</u> (2)・(3) [略]			○
2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号） <u>第2条第7号（人事委員会又は他の機関の行う昇任試験（選考を含む。）に係るものに限る。）</u> 及び第10号から第12号までに限る。）。 <u>(1) 部に属する部長相当職及び部の課長</u> (2)・(3) [略]			○	2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号） <u>第2条第10号から第12号までに限る。）</u> 。 <u>(1) 部に属する部長相当職、部の課長及び調整幹</u> (2)・(3) [略]			○
3 [略]				3 [略]			

- (1) 部に属する部長相当職及び部の課長
 (2)・(3) [略]
- 4 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
 (1) 部に属する部長相当職及び部の課長
 (2)・(3) [略]
- 5 時間外勤務代休時間の指定をすること。 ○
- 6 週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
 (1) 部に属する部長相当職及び部の課長
 (2)・(3) [略]
- 7 出張命令（派遣研修の出張命令を除く。）及び復命の受理をすること。
 (1) 部に属する部長相当職及び部の課長
 (2)・(3) ○
- 8 所属職員（主幹（さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達した日後における最初の4月1日以後の職員に限る。）、専門幹、参与及び主査以下（係長を除く。）の職員に限る。）の配置に関すること。
 (1)・(2) [略]
- 9～14 [略]

備考 [略]

別表第2（第3条関係）

個別専決事項

総務部		課室名	専決事項	課長	署長	部長
[略]						
消防職員課	1	職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第7号（人事				○

- (1) 部に属する部長相当職、部の課長及び調整幹
 (2)・(3) [略]
- 4 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
 (1) 部に属する部長相当職、部の課長及び調整幹
 (2)・(3) [略]
- 5 時間外勤務代休時間の指定をすること。
 (1) 部に属する調整幹
 (2) 署に属する調整幹
 (3) 前2号に掲げる職員以外の職員（総合調整幹を除く。） ○
- 6 週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
 (1) 部に属する部長相当職、部の課長及び調整幹
 (2)・(3) [略]
- 7 出張命令（派遣研修の出張命令を除く。）及び復命の受理をすること。
 (1) 部に属する部長相当職、部の課長及び調整幹
 (2)・(3) ○
- 8 所属職員（専門幹、参与及び主査以下（係長を除く。）の職員に限る。）の配置に関すること。
 (1)・(2) [略]
- 9～14 [略]

備考 [略]

別表第2（第3条関係）

個別専決事項

総務部		課室名	専決事項	課長	署長	部長
[略]						
消防職員課	1	職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から				○

<p>委員会又は他の機関の行う昇任試験（選考を含む。）に係るものに限る。）及び第10号から第12号までを除く。）。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 修学部分休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>4 自己啓発等休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>5 配偶者同行休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>6 育児休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>7～11 [略]</p> <p>12 職員（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）の派遣研修の出張命令に関すること。</p>		<p>第12号までを除く。）。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 修学部分休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。）以下の職員に限る。）。</p> <p>4 自己啓発等休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。）以下の職員に限る。）。</p> <p>5 配偶者同行休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。）以下の職員に限る。）。</p> <p>6 育児休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。）以下の職員に限る。）。</p> <p>7～11 [略]</p> <p>12 職員（課長補佐（課長補佐相当職を含む。ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。）の以下の職員に限る。）の派遣研修の出張命令に関すること。</p>	
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。